

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営判断の迅速化を図るとともに、法令遵守経営が極めて重要なものと考えておあり、経営及び業務の全般にわたり透明性を確保することを重要課題と考えております。

また、株主、投資家の皆様とのコミュニケーションを推進するため、適時かつ積極的な情報開示を行い、経営の透明性を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの「基本5原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
双葉電子工業株式会社	3,774,000	14.69
有限会社ビー・ケー・ファイナンス	2,088,000	8.13
東レ株式会社	782,400	3.05
株式会社ALPINECAP	780,000	3.04
柳島 修一	748,353	2.91
松村 昌彦	573,000	2.23
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社	559,000	2.18
梅崎 潤	556,000	2.16
梅崎 興生	522,900	2.04
松村 篤之介	396,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 裕敏	弁護士													○
今村 修	その他													○
磯林 恵介	税理士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 裕敏		顧問弁護士	法務面での監査指導等。
今村 修	○	株式会社東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。 国税庁出身	当社の親会社や兄弟会社、主要株主及び主要な取引先の出身者等には該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断したことにより独立役員として指定いたしました。
磯林 恵介		税理士	税務・経理面での指導等。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [\[更新\]](#)

平成27年5月期は

1. 取締役に支払った報酬124百万円(支給人員5名)
2. 監査役に支払った報酬20百万円(支給人員4名、うち社外監査役11百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役への情報伝達は電話・メール等にて担当部署にて実施し、取締役会の議案・資料については事前に配布し検討期間を設けておりま

す。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [\[更新\]](#)

1. 平成17年8月より執行役員制度を導入しました。目的は、業務執行の迅速化と経営管理体制の強化を図り、グループ経営をより強固なものにするためです。取締役及び執行役員で構成される経営会議を月1回開催し、業務及び業務運営管理に関する重要執行方針を協議しております。
2. 監査役監査は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に基づき実施しております。内部監査は、業務全般にわたる監査を実施しております。会計監査は有限責任あづさ監査法人を選任しており、業務を執行した公認会計士は近藤久晴、笠間智樹の2名で継続監査年数は2氏とも7年以内であります。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業内容等を勘案し、監査役設置会社として、監査役による客観的な経営監視機能が十分整っているものと判断し、現状の体制を採用しております。

社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、取締役会は迅速かつ当社事業の特性を踏まえた意思決定を行うことを重視しており、事業に精通した社内出身者で構成してまいりました。このような経営体制の下では、各取締役が当社における業務の実態に精通しているか、またはそれに代わる程度の深い業界知識・経験を有していることが必要であり、そうでない場合、事業環境の変化に対応した、迅速かつ的確な意思決定は実現しえないものと考えております。このような条件を満たす社外取締役候補者を、現在に至るまで見出すことができておりません。

また、適任者でない方を社外取締役として選任した場合、取締役会に期待される機能が果たせない可能性があり、現時点では、社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

なお、業務の適法性につきましては、社外監査役3名を含む4名の監査役により、経理、税務、法務などの観点から充実した監査が行われております。現状のガバナンスに懸念はないものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に可能な限り早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を考慮し、可能な限り早期に開催するよう努めています。
その他	株主総会において、事業報告等をビジュアル化し、わかりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期・期末)決算発表後に、代表取締役社長が説明者となり、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報等適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員(取締役上級執行役員芹川明)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し維持継続しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役会は法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要な事項につき十分に議論を尽くした上で意思決定しております。

2. 内部統制システムの基本方針

1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「株主総会議事録」「取締役会議事録」「稟議書」「会計帳簿、計算書類等及び連結計算書類」等の文書については、関連資料とともに、10年間保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社の業務執行に係るリスクとして、「火災、地震、風水害等によって甚大な損害を受けたとき」「人命にかかわる重大な労働災害が発生したとき」「会社の過失により周辺の住民に多大なる損害を与えたとき」「重要な取引先が倒産したとき」「不本意に法律違反を犯し、その責任を問われたとき」「その他事業所の操業停止に及ぶ事項が発生したとき」等のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

ロ リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、対策本部事務局を組織し、第三者に助言を求めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

イ 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要な事項について十分な議論を尽くしたうえで意思決定を行うものとする。

ロ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

4 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ コンプライアンス体制の基礎として、経営倫理、経営品質及びコンプライアンス基本規程を定める。コーポレート・ガバナンスを推進するための機能は経営会議に持たせることとし内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その下部組織を総務部に設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括担当部署は総務部とする。

ハ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。

二 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、通報受領者を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報体制に基づきその運用を行うこととする。

ホ 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、グループ経営倫理、経営品質を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

ロ 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室又は総務部に報告するものとする。内部監査室又は総務部は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができることとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

ロ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

イ 取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に度々報告するものとする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

ロ 社内通報体制に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

ハ 監査役は必要に応じ、内部監査室に対し、監査役の職務への協力を要請することができ、この場合、内部監査室は同要請に応ずるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

2. 平素から警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

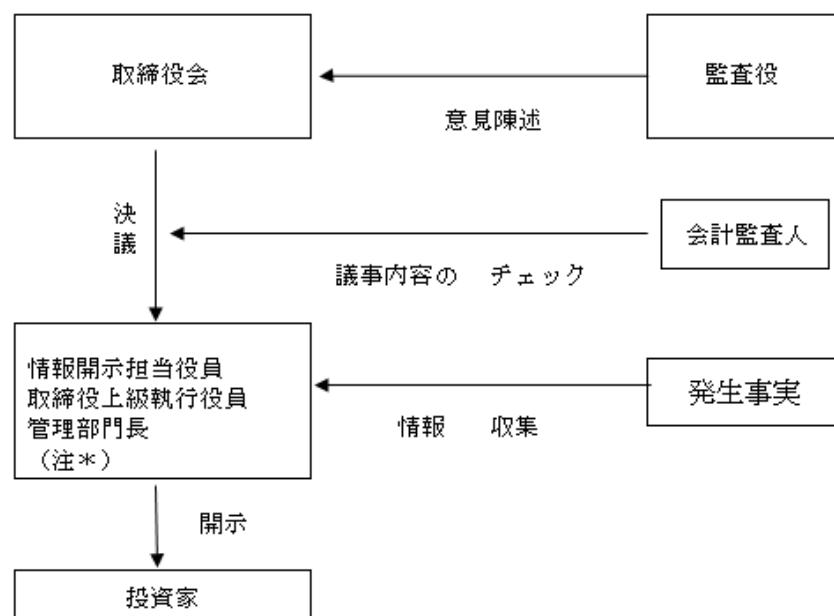
情報開示体制の概要

当社において、重要な会社情報に関する事項は、取締役会にて決定されております。取締役会においては、監査役が常時出席し、経営の意思決定の監視を行っており、さらに、社内の重要会議に出席し業務の執行状況を常に監視しております。また、取締役会議事録は、定期的に会計監査人によって閲覧・チェックされております。

情報開示の最高責任者は社長であり、情報開示担当役員(取締役上級執行役員管理部門長)を任命しており、その下で、総務部長が情報取扱の業務をサポートしております。取締役会には、総務部長が陪席し、情報開示担当役員を交えて決定事項が開示の要否に当たるか判断しております。

また、適時開示要件に該当するような重要事実の発生時には、必ず管理部門長に情報が集約される体制となっており、社内の決定事項だけでなく、発生事実についても迅速な情報集約が可能となっております。

【適時開示に係る社内体制状況】



- (注*)
- ・適時開示要件に該当するか否かのチェック
 - ・開示資料の作成
 - ・開示資料の内容が開示要件を適確に満たしているかチェック

【コーポレート・ガバナンス体制模式図】

